

道路交通法改正のポイント 平成29年3月12日施行

1 「準中型免許」が新設され、18歳から運転できる自動車の範囲が広がります。

- 「準中型免許」は、**車両総重量 7.5 トン未満・最大積載量 4.5 トン未満**の自動車を運転することができます。
- 受験資格は普通免許と同じ **18歳以上**で、普通免許を受けていなくても取得可能です。

2 普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まります。

- 「準中型免許」の新設に伴い、普通免許で運転できる自動車の**車両総重量・最大積載量**が5トン未満・3トン未満から**3.5 トン未満・2 トン未満**に引き下げられます。
- 中型免許・大型免許は、改正前、改正後のどちらで取得しても、運転できる自動車の範囲は同じです。

3 改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲は、改正後も変わりません。

- 改正前（平成29年3月11日まで）に取得した普通免許は、改正後も**車両総重量 5 トン未満・最大積載量 3 トン未満**の自動車を運転することができる**5 トン限定準中型免許**とみなされ、改正前に運転することができた自動車を引き続き運転できます。
- また、改正後に最低4時限の教習等を受講後、限定解除審査を受けて合格すれば、「準中型免許」に変更することができます。

改正にかかわる自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲

	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
改正前	車両総重量 5 トン未満 最大積載量 3 トン未満 乗車定員 10 人以下		車両総重量 5 トン以上 11 トン未満 最大積載量 3 トン以上 6.5 トン未満 乗車定員 11 人以上 29 人以下	車両総重量 11 トン以上 最大積載量 6.5 トン以上 乗車定員 30 人以上
	普通免許 →		中型免許 →	大型免許 →
改正後	車両総重量 3.5 トン未満 最大積載量 2 トン未満 乗車定員 10 人以下	車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満 最大積載量 2 トン以上 4.5 トン未満 乗車定員 10 人以下	車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満 最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満 乗車定員 11 人以上 29 人以下	車両総重量 11 トン以上 最大積載量 6.5 トン以上 乗車定員 30 人以上
	普通免許 →	準中型免許 →	中型免許 →	大型免許 →
	5トン限定準中型免許 →		▲改正前と同じ	
	平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得した普通免許		▲改正前と同じ	
	車両総重量 5 トン未満 最大積載量 3 トン未満 乗車定員 10 人以下			

※車両総重量、最大積載量、乗車定員が、一つでも異なる自動車の区分の基準に当てはまる場合は、より大型の自動車に区分されます。たとえば、改正後の自動車の区分では、最大積載量が2トン未満の自動車でも、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の場合は、普通自動車ではなく準中型自動車に区分されます。

改正にかかわる各免許の受験資格

- | | |
|------------|--|
| 改正前 | ◆普通免許……18歳以上 |
| | ◆中型免許……20歳以上で、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上 |
| | ◆大型免許……21歳以上で、中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上 |
| 改正後 | ◆普通免許……18歳以上 |
| | ◆準中型免許……18歳以上 |
| | ◆中型免許……20歳以上で、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上 |
| | ◆大型免許……21歳以上で、中型免許、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上 |